

雇用調整助成金

雇用保険未加入者の
従業員さんも対象です。

山田千比呂 | 2020.4.16

よくわからない方向けに、できるだけわかりやすく説明しています。
実際の細かな条件や手続きは、
社労士など専門家や労働局・ハローワークに
お問い合わせください。

私達は、コロナになんか負けない。
大切な従業員さんを解雇しないで、
皆で力を合わせる時が今だと思います。
雇用調整助成金の申請は、複雑で難しい・・・

だけど、皆がこの助成金を使い
そして雇用を守っていけたら、
国の経済は落ち込まないはずですよ。

本当に小さな事かもしれないけど、
私達ができることはあるはず。

雇用調整助成金を使い、
従業員さんに給料を渡してあげることが
今、私達事業者ができる事ではないでしょうか？

条件は何？

条件を満たしている会社（法人・個人）が、従業員さんに給料を支払いお休みを与える。

その支払った給料の何割かが助成されるのが雇用調整助成金です。

・雇用保険に、従業員さんが加入している事

（たった1人でもOKです）

・労災保険に加入している事

（遡って加入する事も可能）

・最近1ヶ月の売上が前年の同じ月に比べ5%以上減っている事

・書類を作成すること（計画届と、協定書）



対象となる従業員

社員・パート・アルバイトで

原則は雇用保険に加入している従業員さんですが
4/1以降は雇用保険に加入していない従業員さんも対象

お休みしている従業員さんに 全額支給出来ない場合は？



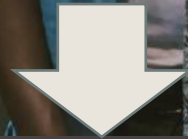
労働基準法で決められているのは、
賃金の60%以上です。

そのため、休暇を与えた従業員さんには、
賃金の60%以上お支払いしている事が重要です。

(60%以上の金額部分については、協定書を作成)

いくら貰えるの？

- ・対象となる全従業員に払った金額の4/5（解雇しない場合は9/10）
- ・上限は、一日8330円



例 フルタイム勤務で月20日働く社員の月給が185,111円以上の場合
166,600円の助成金が目安となります。

※計算方法は各社の状況によって異なりますのであくまでも目安となります。

受給の手続きの流れ 支給までの流れ

コロナウイルスにより



原則は、休業を開始する2週間以上前に計画届が必要ですが、
コロナの影響を受ける期間（6月30日まで）は休業の計画と休業の実施が逆になっても大丈夫！

計画届は、1か月単位でも、 3ヶ月単位でも可能



初回のみ
事後提出



2回目から
事前に提出



入金予定は、
支給申請2ヶ月後
(見込み)

計画届の 必要書類

・休業等実施計画（変更）届

・雇用調整実施事業所の事業活動の状況
に関する申出書

・労働者名簿

※労働局によっては、追加で資料を求められることがあります

支給申請の 必要書類

・支給要件確認申立書・役員等一覧

・支給申請書

・助成額算定書

・休業・教育訓練実施一覧表

・出勤簿、シフト表やタイムカードのコピーなど

・賃金台帳の写し（休業手当がわかるもの）

・就業規則または労働条件通知書の写し

※労働局によっては、追加で資料を求められることがあります



- ・支給限度日数は100日+4月～6月分申請できる
 - ・上限：一日8330円（1人あたり）
 - ・有給休暇は対象外

不正受給はしないで下さい

出勤簿の偽造
署名捺印代行代筆

抜き打ちの訪問
支給決定後の調査
退職者へのヒアリング
労働局のHPで
不正をした会社として
公表されます！

ご覧頂き、ありがとうございます。
やり方がわからない場合、ご連絡下さい

日本経営サポート株式会社

(桐生社会保険労務士事務所)

<http://www.kiriu.com/saiyou>

メール info@kiriu.com

電話 03-6667-4851

